

平成 28 年度 第 5 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第 10 期）議事録（要約）

日 時：平成 29 年 1 月 20 日（金）10：00～10：50

会 場：市役所 4 階 703 会議室

出席者：【審議会委員】大野会長、小原副会長、新妻委員、丸山委員、富田委員、山下委員、
永淵委員

【傍聴者】0 名

【事務局】管理課長、担当職員 3 名

配布資料：次第

資料-① 平成 28 年度東久留米市自転車等放置防止対策審議会答申（案）

資料-② 平成 28 年度 第 4 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第 10 期）
議事録

第 1 開会

第 2 資料説明

第 3 質疑

第 4 諸報告

第 5 閉会

第 1 開会

会長 皆様こんにちは。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、平成 28 年度第 5 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会を開催いたします。今回が第 5 回で最後です。料金の検討について今回でまとめて市長に答申したいと思いますので、皆様よろしくお願ひします

参加者一同 よろしくお願ひします。

会長 本日は全員出席で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

また、本審議会の議事録作成の委託業者でございます株式会社総合環境計画さんの方も同席しておりますので、よろしくお願ひ致します。

本市議会は公開する事になっておりますが、本日は傍聴の方はいらっしゃるでしょうか。

事務局 いらっしゃいません。

会長 わかりました。それでは会議を進めます。お手元の次第、資料の説明に入ります。事務局より配布資料の確認と説明をよろしくお願ひ致します。

第 2 資料説明

事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料は、審議会次第の他に、資料①と致しまして、平成 28 年度東久留米市自転車等放置防止対策審議会答申（案）となります。その他、資料②として、先日開催通知とともに配付いたしました第 4 回審議会議事録をお配りしてお

ります。資料の不足等ございますでしょうか。

会長 不足はないようです。また、前回の第4回審議会の議事録につきまして、内容に異議や問題等ございますでしょうか。無いようでございますので、第4回審議会議事録の内容はこれで確定させていただきます。続きまして、資料の説明をお願いします。

事務局 それでは資料のご説明をさせていただきます。

資料①をご覧ください。こちらは、今年度第1回から第4回まで委員の皆様にご審議いただきました「自転車等駐車場使用料等の改定」につきまして、その審議内容をまとめた答申（案）になります。最初のページは表紙となっておりますので、1枚おめくりいただきまして1ページ目をご覧ください。これからこちらに記載した内容につきまして順に読み上げさせていただきます。

会長 その前にこれまでの審議内容の確認をさせていただきます。

まず、定期利用料金については2割程度の増額をしましょう。駅からの距離による料金の差額については現状維持で特に差はつけません。他市からの利用者に対する値上げにつきましては現状維持でいきましょう。一時利用料金に関しても現状維持。学生に関する見直しも現状維持。それから障害者の方、生活扶助の方についても現状維持。返還費については2倍程度増額してもよいのではないかと。集積所の運営の見直しについては、休日のみ止めましょうと。東久留米の東第2の一階と二階の料金の差額については意見がまとまらなかったもので、次回の検討課題にしていきたいと思います。それから子育て家庭に対する支援についても検討課題にしましょうといったものが前回までの結論でした。それに基づいて今回の答申案を作成しましたので、よろしくお願い致します。

事務局 それでは1といたしまして、東久留米市における市営自転車等駐車場は、駅東口に1箇所、駅西口に5箇所の計6箇所が確保されている。いずれの駐車場も市所有地ではなく、土地所有者と賃貸借契約を締結し運営をしている。

運営に当たっては、自転車等駐車場利用の使用料をその財源に充当している。しかし、ここ近年では約1,000万から2,000万円程度、歳出が歳入を上回り、不足分については一般財源を繰り入れて補っている状況にある。また、市営自転車等駐車場はいずれも利便性の高い駅周辺にあり、土地の有効活用が可能なことから、特に近年、土地の返還要求が相次いでおり代替地確保に苦慮している。

一方、使用料の基本的な考え方については、使用料は、市民サービスを将来にわたり安定的に提供するうえで貴重な財源であるとともに、受益者負担の考え方を踏まえ、サービスの内容やコストとのバランスなどを考慮しつつ、適時使用料の見直しを行う必要があると考える。

この様な状況、考え方を踏まえ、東久留米市長より諮問を受けた「自転車等駐車場使用料等の改定」について審議を行った。審議に当たっては、現地視察による当市の自転車等駐車場の施設立地状況及び利用実態の把握や近年の自転車を取り巻く環境を考慮した上で、決算状況、過去の改定の経緯、施設運営に要するコスト状況、多摩地域各市（当市含め26市3町1村）の使用料や学生、子育て世帯等に対する支援状況などを参考に計5回に亘って慎重に審議を行った。以下、次のとおり答申する。

会長 それぞれの項目毎に誤字や、考え方が違うのではないかと、表現が適切ではない等のご意見がございましたら、適時ご指摘頂ければと思います。

まず1番についてなにかご意見等ございますか。後でまとめてでも結構です。

(特に意見なし)

会長 では、次をお願いします。

事務局 2. 自転車等駐車場使用料等の改定について

(1) 定期利用による使用料について

①基本使用料について

使用料は、前回の使用料改定から12年が経過している。近年の定期利用自転車等駐車場に係る収支状況をみると、歳出が歳入を上回っている状況にあることから、自転車等駐車場の運営状況を改善するため、受益者負担の考え方を踏まえ使用料を見直すことが適切である。見直しに当たり、自転車等駐車場の使用料を10%、15%、20%増額した場合における収支バランスのシミュレーションを行った結果、20%増額を行うと不足分が解消される結果となった。これに加え、近隣市における自転車等駐車場使用料や収支状況、民間企業による自転車等駐車場の運営状況を勘案し総合的に検討した結果、現行の使用料(自転車:20,400円/年(屋根無)、24,000円/年(屋根付) 原動機付自転車(以下、「原付」という。):25,200円/年(屋根無)、30,000円/年(屋根付))から20%程度の増額が適切である。

会長 以上については何かご意見ございますか。

(特に意見なし)

会長 では次をお願いします。

事務局 ②駅からの距離による使用料の設定について

現在の自転車等駐車場は、全て東久留米駅を中心として半径300m圏内に位置しており、使用料は自転車等の駐車に係る使用料金として設定していることから、特に距離に関係なくこれまでどおり、同額とすることが適切である。

会長 以上については何かご意見ございますか。

(特に意見なし)

会長 なければ次へをお願いします。

事務局 ③市外からの利用者への使用料の設定について

市外からの利用者への料金設定については、現在、市内利用者と同額となっており、東久留米市民が近隣市の自転車等駐車場を利用する場合は、近隣市利用者と同額で利用していることから相互利用の考え方であること、また、市外からの利用者への増額規定を定めている近隣市もないことから、これまでどおり市内利用者と同額とするこ

とが適切である。

会長 これについてはどうでしょうか。

(特に意見なし)

会長 よろしいでしょうか。次へお願いします。

事務局 (2) 一時利用による使用料について

近年の一時利用自転車等駐車場に係る収支状況をみると、歳出が歳入を上回っている状況にあり、前回の使用料改定から21年が経過しているが、近隣市における使用料、定期利用使用料や民間施設による自転車等駐車場とのバランスを考慮すると、これまでどおり同額(自転車:100円/日 原付:200円/日)とすることが適切である。

会長 これについてはどうでしょうか。

(特に意見なし)

会長 よろしいでしょうか。次へお願いします。

事務局 (3) 定期利用における使用料の減免規定について

定期利用における自転車等駐車場使用料の減免規定は、現在、以下のとおりである。

- ・学生(学校教育法に規定する学校等に通学する者) → 4割減額
- ・身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者 → 全額免除
- ・生活保護法により生活扶助を受けている者 → 全額免除

減免規定は、市民にとって自転車等駐車場の利便性向上に繋がる手法の1つであることから、先に述べた使用料の見直しとともに審議を行った。

①学生について

学生の使用料について、現行では4割減額となっている。就学支援の一助として学生への支援は必要であると考え。その一環として、日常生活に必要な交通費の負担割合を軽減するため、使用料はこれまでどおり4割減額とすることが適切である。

②身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者及び生活保護法により生活扶助を受けている者について

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者及び生活保護法により生活扶助を受けている者の使用料について、現行では全額免除となっている。身体障害者手帳等の交付を受けている者及び生活扶助を受けている者には、自治体として自立支援等の施策の推進をしていくべきと考えるため、使用料はこれまでどおり全額免除とすることが適切である。

会長 定期利用における減免規定についてはいかがでしょうか。

(特に意見なし)

会長 よろしいでしょうか。では次へお願いします。

事務局

(4) 放置自転車等の撤去料について

市内の放置自転車等は、市民及び通行者への通行障害や災害時における緊急活動及び避難行動に支障をきたすことがあり、また、市民の良好な生活環境を確保するため、駅前等の特に通行障害や都市景観が阻害されるおそれのある地域を自転車等放置禁止区域に指定し、適宜撤去を実施している。

撤去料は、自転車は1台につき1,000円、原付は1台につき2,000円としており、昭和63年に東久留米市自転車等放置防止に関する条例の施行以降、現在まで改定されていない。近年の放置自転車等対策に係る収支状況をみると、歳出が歳入を大きく上回っており、不足分については一般財源を繰り入れて補っている状況にある。

撤去料の考え方については、自転車等を撤去した際、当該自転車等の放置者等からその撤去に要する経費として納入されるものであることから、放置自転車等対策における経費は原因者負担の考え方とすべきである。

この様な状況、考え方を踏まえ、自転車等の放置防止及びさらなる市民の良好な生活環境を確保するため、撤去料は見直すことが適切である。見直しに当たり、撤去料を増額した場合における収支バランスのシミュレーションを行った結果、現行の8倍とすることで不足分は解消される結果となったが、大幅な増額は撤去自転車等の返還率を下げる可能性があることや近隣市とのバランスといった観点から現行の2倍程度の増額が適切である。

会長

撤去料についてはいかがでしょうか。ご意見ございますか。

(特に意見なし)

会長

よろしいでしょうか。では次へお願いします。

事務局

(5) 自転車等集積所の運営見直しについて

自転車等集積所は、撤去した自転車等を保管・返還する施設である。現在は年末・年始を除き、毎日運営している状況であり、その運営経費は放置自転車等対策に含まれている。(4)において、放置自転車等対策事業の状況及び撤去料の考え方について述べたが、より良い放置自転車等対策事業実施のためには、撤去料の見直しを図る一方で自転車等集積所の運営方法を見直すことも必要であると考え。現状の自転車等の返還状況をみると、どの曜日においても返還率に大きな差はないが、祝日の返還率が低い状況にあるため、祝日は運営の休業を考えるべきである。

会長

運営の見直しについてはいかがでしょうか。

(特に意見なし)

会長

よろしいでしょうか。では次へお願いします。

事務局

(6) 今後の検討課題について

①自転車等駐車場の構造が複数階における使用料の設定について

現行の市営自転車等駐車場の使用料は、施設の特性である屋根の有無について設定している。市営自転車等駐車場のうち、東第2自転車等駐車場は2階建の施設となっ

ており、今回の使用料の見直しに際し、施設の利便性によって差を設けるべき（1階と2階での利便性）との意見と自転車等駐車場の申請は抽選で平等に選出していることから、これまでどおりの設定でよいとの意見が示され、結論に至らなかったため、施設の特性による料金設定については、他市の状況を調査するとともに今後の検討課題とした。

会長 これについてはどうでしょうか。

(特に意見なし)

会長 よろしいでしょうか。では次へお願いします。

事務局 ②子ども・子育て家庭への支援について

子ども・子育て家庭への支援について、国も様々な施策を実施しており、自治体としても地域社会において、安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと成長することができる環境づくりは大切であると考え。その一環として、市営自転車等駐車場においても、子ども・子育て家庭に何らかの支援をしていくべきと考える。ただし、支援の内容については今後の検討課題とした。

会長 これについてはどうでしょうか。

(特に意見なし)

会長 よろしいでしょうか。では次へお願いします。

事務局 3として、おわりに、本審議会は、計5回の短期間であったが、東久留米市における安全で住みよい生活環境の維持向上を図り、とりわけ適正な自転車等駐車場の利用及び安全で快適な自転車利用環境の創出を推進するため、利用者としての視点と委員としての客観的な視点から慎重に審議を重ね、ここに答申として取りまとめた。

今後は、本答申に基づいた自転車等対策事業の推進を願うとともに、市民にとって自転車等駐車場の利便性向上により、自転車等の安全利用と放置防止が促進されるとともに交通環境の充実が図られ、生活の快適性を支えるまちづくりが進められることを切に願う。

会長 これについてはどうでしょうか。

(特に意見なし)

会長 よろしいでしょうか。では次をお願いします。

事務局 あとは当審議会の審議の経過を記載してございます。第1回が平成28年5月25日(水)です。主な議題が委員の委嘱、会長及び副会長の選出と諮問となっております。第2回が平成28年7月20日(水)。市内自転車等駐車場現地を視察いたしました。第3回として平成28年9月26日(月)、自転車等駐車場使用料について、ここから審議の方をさせて頂いてございます。第4回が平成28年11月25日(金)。自転車等駐車場使用料について、第3回と同じ審議内容でございます。第5回、本日でございます。平成29年1月20日(金)、本日は答申(案)についてご審議いた

できました。

最後に、後ろのページは当審議会の委員の皆様の名簿を載せさせていただいてございます。当審議会の委員の方につきましては、任期が平成28年5月25日から2年間ということで、平成30年。来年の5月24日までの2年間となっております。

以上が答申書（案）の内容になります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

第3 質疑

会長 これで市長に答申したいと思えますけれども、事務局より一つ一つ読み上げて確認していただきました内容について、最後に改めてご意見等ございますか。

〇〇委員 1 ページ目の2番の駐輪場使用料のことなのですが、原付に屋根付というのは現状ありませんよね。

事務局 ありません。ありませんが、条例上はございます。

会長 これは付けるべきなのでしょうか。条例上は料金設定があるのでしょうか。

事務局 条例上ではございますが、現実の施設としてはございません。今後できる可能性も考えられますので、条例にも残っておりますので今回もそのままという形で残させて頂きました。同じくこれらのものから20%の増額を現在考えております。

会長 条例にもあり、今後できる可能性もあるという事なので載せてもよろしいですか。

〇〇委員 そういうことであれば、わかりました。

会長 わかりました。どうもありがとうございます。その他について、全体で感じたことはございますか。〇〇委員は何かありませんか

〇〇委員 議論してきた事がしっかり反映されていてよろしいかと思えます。

会長 〇〇委員はありますか。

〇〇委員 特にありません。

会長 〇〇委員はありますか。

〇〇委員 少々細かい所の確認になりますが、まず表題の自転車等駐車場使用料等、「等等」となっているのですが、この自転車等の等は原付を含むので等と。使用料等の等については撤去料も含むから使用料の等で括っているという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 そうです。

〇〇委員 あとは書き方の関係で、2 ページ目の（2）の5行目の同額という箇所が終わっているのですが、この右側が1文字空いているので、これは均等割り付けをすればよかったのではという小さい話なのですが、同じく（3）の②の生活扶助をという箇所も1つ。これは詰めれば良いのかと思えます。

〇〇委員 （3）の②の1行目も同じですね。

会長 これは結構大切な事だと思います。段落を合わせてお願いできますか。

事務局 全体的に細かい部分を含めまして、修正させて頂きます。

〇〇委員 あと3 ページ目の（5）の所で祝日という事で謳っているのですが、土曜日が祝日の場合はどうするのか、祝日の定義はという議論をこれまで議論していませんでした。土曜日は祝日でも開設したほうがいいのではないのでしょうか。祝日は運営の休業を考えるべきであるとありますが、今年であれば9月23日が土曜日なのですが、これも

祝日なんです。そういう時は開設するのか、あるいはしないのかという事です。

会長 ここで祝日の定義を入れておいたほうが良いというご意見ですか。

〇〇委員 はい。

会長 前回の議論では祝日は休業しましょう程度で終わりましたね。

〇〇委員 はい、これは事務局に任せるとい事でよろしいのでしょうか。

事務局 今のところ、祝日という事でそこは休業も良いのではないかと事務局の方では考えています。

会長 この文章では祝日、例えば土曜日が祝日に重なった場合には祝日。月曜日、例えば振り替え。日曜が祝日になった場合は振り替えですよね。

〇〇委員 はい、その時は月曜日を祝日として日曜日は開設するのか、等です。

会長 要するに、祝日は祝日として土曜日が祝日になった場合は、祝日として受けようかという事になりましたが、どうでしょうか。

〇〇委員 土日は返還率が結構多かったと思います。

会長 これは祝日を開設とした際に利用者さんは勘違いしてしまう可能性がありますかね。この表現についていかがいたしましょうか。このまま事務局にお任せするべきでしょうか。

事務局 事務局の方に任せて頂いてよろしいでしょうか。土曜日等の運営の見直しについて、条例上は特にありません。今のところ、祝日は祝日として休業の方向で考えています。

会長 国民の祝日は一年で17回でしたか。その17日は土曜日と重なっても休業という考えで私は認識しておりました。このままの文章で提出するか、細かく土曜日が重なった場合も休業と入れるかどうかでしょうか。

〇〇委員 そこまでは必要ないと思います。

会長 では委員の皆様の見解を統一させて頂いて、ここには記述しませんが祝日と土曜日が重なった場合は、一応、現状の答申案では休業という内容という事でご理解よろしいでしょうか。

〇〇委員 市民の方が紛らわしくないという事であればそれでいいと思います。土日はやっているか、そこが祝日と捉えるのかですよね。

会長 いざ変わったとして、「この日は開設しません」と出しますよね。

事務局 そういった形を取らないと、返却に来られる方も困ってしまいます。

会長 その場合に、具体的に「何月何日は祝日ですので休業します」といった形はとれますか。

事務局 広報やホームページでお知らせはできます。

〇〇委員 今のところ、土曜日の祝日はやらないという事ですか。土曜日を除く祝日ということではないのですか。

会長 ここに書くと、土曜日が重なっても祝日という意味です。土曜日を除く祝日とするか、祝日とするかですが。

事務局 今年のカレンダーを見ると4回ほどあります。土曜日が祝日というのが。2月11日、4月29日、9月23日、12月23日の4回が土曜日でかつ祝日ですね。

会長 祝日だから土曜日はやりませんということで意思統一でよろしいでしょうか。

〇〇委員 土日は引き取りにいけると市民の方が捉えなければいいなと思います。土日は取りに行けて、土日を除く祝日は休業だという方がはっきりすると思うのですが。

事務局 集積所に自転車を撤去した場合にその方には、登録番号等を調べて通知を差し上げ

ております。そこには集積所の開設している時間帯をお示して通知を差し上げている所でございます。その通知に祝日は開設していませんと謳って、土曜日が祝日の場合でも仮に開設しないのであれば、開設しない事を明記すれば、実際に撤去されてしまった方には誤解がないようには対処はできると思います。

〇〇委員
会長
それならいいかと思えます。
撤去された方への通知について、誤解のないように報告の方をよろしく願いいたします。そういった事を事務局で対応していくという事で、〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇委員
会長
はい。わかりました。
では、そのように進めさせていただきます。〇〇委員は何かご意見ありませんか。

〇〇委員
会長
祝日は祝日でいいと思えますし、土曜日がたまたま祝日でお休みでも、その時が土曜日が1回ではないので、次の週の土曜日に取りに行けると思えます。祝日は祝日で、土曜日もお休みした方がはっきりしていいと思えます。

〇〇委員
会長
ではこの表現で進めさせていただいて、既に撤去されている方についての報告は市の方で誤解のないように対応していくという事を前提に、この文章で進めたいと思います。〇〇委員は何かありませんか。

〇〇委員
会長
答申の内容につきましてはこれまでの議論を踏まえまして、委員の皆様のご総意として提出してかまわないと思えます。

〇〇委員
会長
最後に細かい段落を合わせる等、体裁を整えて頂いて、答申したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長
これらを元に、来週23日までには修正案を委員の皆様へ郵送します。それで再度ご確認頂きまして、27日までにご意見が無ければ、委員の皆様の了解を得たとして市長に答申したいと思えます。もし何かございましたら27日までに事務局の方にご連絡ください。よろしいでしょうか。その後は会長にご一任いただきまして、市長に答申したいと思えますのでご承認よろしく願いいたします。

次に次第の4、諸報告についてでございます。事務局より報告事項があるとのことでございますので、事務局より報告をお願いします。

第4 諸報告

事務局
それでは、諸報告をさせていただきます。報告に先立ちまして、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第1回から第5回まで当審議会においてご審議いただき誠にありがとうございました。先ほど会長からもご説明がございましたが、ご指摘いただきました事項を踏まえて修正を行い、委員の皆様へ再度ご確認いただいた後に会長とともに市長に答申をさせていただきます。

それでは改めまして、諸報告をさせていただきます。今年度の審議会は本日をもって終了となりますが、来年度につきましても現在検討を進めている恒久的な自転車等

駐車場の確保や放置自転車対策等について審議会の開催を最大でも5回程度予定しております。詳細な開催時期や内容につきましては、現在検討中でございますので詳細が決定次第、改めてご連絡差し上げます。以上となります。

会長 以上のような感じです。私もこれで終了だと思っていたのですが、市長から頂いた平成30年5月までの任期になっておりまして、事務局に伺いますと恒久的自転車等駐車場の確保など審議事項があるという事ですので、来年度もまた審議会にご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。ついでには、ご質問等ございますか。

〇〇委員 任期中に転勤になった場合はどうしますか。

事務局 後任の方にお願ひさせて頂くようになると思います。

会長 基本的にはこのメンバーで、あと1年審議会をさせて頂くという事ですね。

事務局 どうしても官公庁の方や、会社の関係の方は異動というのがついて回ってしましますが、そういった方につきましては後任の方に引き続き委員としてお願ひしたいという考えです。

会長 また連絡あると思いますのでよろしくお願ひ致します。

以上を持ちまして、平成28年第5回東久留米市自転車等放置防止対策審議会を閉会とします。今回、皆様のご協力のもとで料金改定について答申を得ることが出来ました。これも偏に皆様方のご協力の賜物と思っております。第1回から第5回まで誠にありがとうございました。来年度もよろしくお願ひします。

一同 ありがとうございました。